

糸続審査中の請原貢・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	1 審査経過 ・令和元年 6月 17 日 ・令和元年 10月 4日 ・令和元年 12月 2日 ・令和2年 3月 5日 ・令和2年 6月 12日 ・令和2年 10月 8日 ・令和2年 12月 1日 ・令和3年 3月 9日 ・令和3年 6月 14日 ・令和3年 10月 5日 ・令和3年 11月 30日 ・令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 「下記の事項について、国に意見書を提以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 出してください」 ・辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること ・全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと ・国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要という結論になった場合、沖縄県の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決をすること	2 審査概要 ① 辺野古基地は平成25年に仲井眞知事が埋め立て承認を行ったが、平成27年に翁長知事が埋め立て承認には瑕疵があるとして取り消した。 ② 国は承認の取り消しを県が撤回しないのは違法だとして訴訟を提起し、最高裁において国の勝訴が確定。 ③ その後、国による護岸建設、土砂の投入など埋め立て工事が開始されたが、県は平成31年2月に埋め立ての是非を問う県民投票を実施。開票の結果、反対が70%を超え、投票資格者の4分の1に達した。 ④ 県民投票の結果を受け、玉城知事は国に対し工事中止を求めているが、投票結果に法的拘束力はなく、工事が進められている。 ⑤ 埋め立て海域の北東側で軟弱地盤の存在が明らかになり、これに伴う地盤改良工事のため、完成年度は計画当初より遅れる見通し。 ⑥ 令和2年10月には埋め立て予定区域全体の約4%が完了したと防衛省が公表。 ⑦ 県の「埋め立て承認の撤回」を国が取り消した裁判について、県が裁判の取り消しを求めた訴訟について、令和2年11月に那覇地裁が県の請求を却下する判決が出された。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5月 20 日		

4 請願・陳情者住所氏名

[REDACTED]

- ⑧ 国が埋め立て予定区域にあるサンゴを環境保全のために別の場所へ移植するため、採捕を許可するよう県に行った申請に対して、県が諾否を示さなかつたため、農林水産相が許可をするよう県に是正の指示をした行為が「国の違法な関与」だとして取り消しを求めた訴訟の判決が令和3年2月に福岡高等裁判所・那覇支部であり、県の請求は棄却。
- ⑨ 工事をめぐり、県が国からサンゴの移植を許可するよう指示されたことは違法だと訴えた裁判で、令和3年7月6日に最高裁判所は県の訴えを退ける判決を言い渡し、県の敗訴が確定。
- ⑩ 埋立て予定海域で見つかった軟弱地盤対策のために、政府が令和2年4月に申請した設計変更を、地盤調査や環境保全対策が不十分であることを理由に県が不承認とした。

糸続審査中の請原題・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	1 審査経過 ・令和元年 6月 17 日 ・令和元年 10月 4日 ・令和元年 12月 2日 ・令和2年 3月 5日 ・令和2年 6月 12日 ・令和2年 10月 8日 ・令和2年 12月 1日 ・令和3年 3月 9日 ・令和3年 6月 14日 ・令和3年 10月 5日 ・令和3年 11月 30日 ・令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 「下記の事項について、国に意見書を提出してください」 ・辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること ・全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと ・国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要という結論になった場合、沖縄県の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとなるよう公正で民主的な手続きにより解決をすること	2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ① 辺野古基地は平成 25 年に仲井眞知事が埋め立て承認を行ったが、平成 27 年に翁長知事が埋め立て承認には瑕疵があるとして取り消した。 ② 国は承認の取り消しを県が撤回しないのは違法だとして訴訟を提起し、最高裁において国の勝訴が確定。 ③ その後、国による護岸建設、土砂の投入など埋め立て工事が開始されたが、県は平成 31 年 2 月に埋め立ての是非を問う県民投票を実施。開票の結果、反対が 70% を超え、投票資格者の 4 分の 1 に達した。 ④ 県民投票の結果を受け、玉城知事は国に対し工事中止を求めているが、投票結果に法的拘束力はなく、工事が進められている。 ⑤ 埋め立て海域の北東側で軟弱地盤の存在が明らかになり、これに伴う地盤改良工事のため、完成年度は計画当初より遅れる見通し。 ⑥ 令和 2 年 10 月には埋め立て予定区域全体の約 4 % が完了したと防衛省が公表。 ⑦ 県の「埋め立て承認の撤回」を国が取り消した裁判について、県が裁判の取り消しを求めた訴訟について、令和 2 年 11 月に那覇地裁が県の請求を却下する判決が出された。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5 月 20 日		

4 請願・陳情者住所氏名

[REDACTED]

- ⑧ 国が埋め立て予定区域にあるサンゴを環境保全のために別の場所へ移植するため、採捕を許可するよう県に行った申請に対して、県が諾否を示さなかったため、農林水産相が許可をするよう県に是正の指示をした行為が「国の違法な関与」だとして取り消しを求めた訴訟の判決が令和3年2月に福岡高等裁判所・那覇支部であり、県の請求は棄却。
- ⑨ 工事をめぐり、県が国からサンゴの移植を許可するよう指示されたことは違法だと訴えた裁判で、令和3年7月6日に最高裁判所は県の訴えを退ける判決を言い渡し、県の敗訴が確定。
- ⑩ 埋立て予定海域で見つかった軟弱地盤対策のために、政府が令和2年4月に申請した設計変更を、地盤調査や環境保全対策が不十分であることを理由に県が不承認とした。

継続審査中の請原簿・陳情について（企画総務委員会）

総務部人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第14号 人種差別禁止条例の制定を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月17日 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日 令和3年 6月14日 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項を内容とする条例を制定するよう、区に働きかけてください。 (1) 何人も人種差別を受けないことを明記すること (2) 労働、医療、教育、社会保障、住居などにおいて人種差別されることなく、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を担保すること (3) 地方公共団体の運営及び事務の処理に当たり、地域社会における人種差別撤廃のための施策を推進すること	2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 区では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組みを実施し、啓発を図っている。 (2) 区としては、現状において、条例を制定する必要はないと考えているが、内外の人権に関する潮流や社会情勢など、今後の動向を注視していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請原頁・陳情について(企画総務委員会)

総務部 総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第17号 辺野古米軍新基地建設を中止するとともに普天間飛行場の運用を停止し、代替施設について国民的議論で公正に解決することを求める陳情	1 審査経過 ・令和元年 6月 17 日 ・令和元年 10月 4日 ・令和元年 12月 2日 ・令和2年 3月 5日 ・令和2年 6月 12日 ・令和2年 10月 8日 ・令和2年 12月 1日 ・令和3年 3月 9日 ・令和3年 6月 14日 ・令和3年 10月 5日 ・令和3年 11月 30日 ・令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、下記の事項について、政府及び関係機関に意見書を提出してください」 ・辺野古米軍新基地建設工事を直ちに中止し、普天間飛行場を運用停止にすること ・普天間飛行場の代替施設について、ゼロベースに立ち返り、日本国内に必要か否か、また一地域への一方的な押しつけとならないよう、沖縄県外の国民も当事者意識を持って国民的議論を行うこと	2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ① 辺野古基地は平成 25 年に仲井眞知事が埋め立て承認を行ったが、平成 27 年に翁長知事が埋め立て承認には瑕疵があるとして取り消した。 ② 国は承認の取り消しを県が撤回しないのは違法だとして訴訟を提起し、最高裁において国の勝訴が確定。 ③ その後、国による護岸建設、土砂の投入など埋め立て工事が開始されたが、県は平成 31 年 2 月に埋め立ての是非を問う県民投票を実施。開票の結果、反対が 70% を超え、投票資格者の 4 分の 1 に達した。 ④ 県民投票の結果を受け、玉城知事は国に対し工事中止を求めているが、投票結果に法的拘束力はなく、工事が進められている。 ⑤ 埋め立て海域の北東側で軟弱地盤の存在が明らかになり、これに伴う地盤改良工事のため、完成年度は計画当初より遅れる見通し。 ⑥ 令和 2 年 10 月には埋め立て予定区域全体の約 4 % が完了したと防衛省が公表。 ⑦ 県の「埋め立て承認の撤回」を国が取り消した裁決について、県が裁決の取り消しを求めた訴訟について、令和 2 年 11 月に那覇地裁が県の請求を却下する判決が出された。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 3 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

	<p>⑧ 国が埋め立て予定区域にあるサンゴを環境保全のために別の場所へ移植するため、採捕を許可するよう県に行った申請に対して、県が諾否を示さなかったため、農林水産相が許可をするよう県に是正の指示をした行為が「国の違法な関与」だとして取り消しを求めた訴訟の判決が令和3年2月に福岡高等裁判所・那覇支部であり、県の請求は棄却。</p> <p>⑨ 工事をめぐり、県が国からサンゴの移植を許可するよう指示されたことは違法だと訴えた裁判で、令和3年7月6日に最高裁判所は県の訴えを退ける判決を言い渡し、県の敗訴が確定。</p> <p>⑩ 埋立て予定海域で見つかった軟弱地盤対策のために、政府が令和2年4月に申請した設計変更を、地盤調査や環境保全対策が不十分であることを理由に県が不承認とした。</p>	
--	---	--

糸状審査中の言青原題・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第24号 選択的夫婦別姓に関する国会審議を求める意見書の提出を要望する陳情	1 審査経過 令和元年 6月17日 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日 令和3年 6月14日 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 選択的夫婦別姓に関する国会審議を求める意見書を国及び政府に提出してください。	2 審査概要 内閣府が平成29年に調査を実施し、法改正不要が29.3%、別姓を可能とする改正が42.5%、婚姻後は同姓とし通称の利用を可能とする改正が24.4%という結果である。 世界の中で夫婦同姓を義務付けているのは、確認した限りでは、日本だけである。 令和2年1月22日の衆議院本会議の答弁では、内閣総理大臣が、国民各層の意見を幅広く聞くとともに、慎重に対応を検討していくというこれまでと同様の見解が示されている。 令和2年12月25日に、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「選択的夫婦別氏制度」については、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。」という旨の表現となっている。 令和元年以降に、意見書の提出が採択された特別区は、令和3年4月現在10区である。 本区の旧姓併記については、ホームページ等で周知を図っており、区の各種書類における旧姓併記については各所管対応となっている。 令和3年3月末現在、本区で旧姓併記できる帳票は、4つの所管課の	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月4日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

	<p>1 4帳票である。</p> <p>令和3年6月の東京都議会で「選択的夫婦別姓制度に係る国会審議の推進に関する意見書」が全会一致で可決された。</p> <p>夫婦別氏制度については、賛否さまざまな意見があり、国においても引き続き議論する必要があるとしている。</p>	
--	---	--

審査中の請原題・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第29号 同性パートナーシップ制度を創設しないよう求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月17日 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日 令和3年 6月14日 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 同性パートナーシップ制度を創設しないよう、区へ働きかけてください。	2 審査概要 前期の本委員会において、パートナーシップ制度について協議を開始して行くことが趣旨採択された。 令和元年度に、性的マイノリティー当事者等を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画審議会に諮った後に報告した調査結果からは、周囲の理解や知識の不足が読み取れ、求められる施策には、相談窓口の設置や職員等への研修が多かった。 令和2年8月に、パートナーシップ制度を実施している7区に対して調査を行い、実施区の状況を報告した。 令和3年4月1日現在、パートナーシップ制度を導入しているのは、全国で103自治体、特別区では8区である。 新たに、令和4年度から、特別区では北区と荒川区がパートナーシップ制度を導入するとの報道があった。東京都も、令和4年秋からの制度開始に向けて、パブリックコメントを実施した。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月4日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原簿・陳情について（企画総務委員会）

総務部人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第35号 人権委員会の設置を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月17日 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日 令和3年 6月14日 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 人権を違法に侵害する行為により発生、または発生するおそれのある被害を適正かつ迅速に救済し、予防、人権尊重の理念を普及させることを目的とした人権委員会の設置をするよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 区では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組みを実施し、啓発を図っている。また、関係機関等と連携し、人権に関する相談、救済につなげることにより、人権施策を推進している。 (2) 区としては、現状において、人権委員会を設置する必要はないと考えているが、国内外の人権に関する潮流や社会情勢など、今後の動向を注視していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月4日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸述統考審査中の言青原員・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第52号 効果的なパートナーシップ制度の導入を求める陳情	1 審査経過 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月 12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日 令和3年 6月 14日 令和3年10月 5日 令和3年11月 30日 令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区へ働きかけてください。 1 パートナーシップ制度の導入に向けて具体的に着手すること 2 性自認、性的指向などによる差別の禁止を定めるよう、江東区男女共同参画条例を改正すること	2 審査概要 前期の本委員会において、パートナーシップ制度について協議を開始して行くことが趣旨採択された。 令和元年度に、性的マイノリティー当事者等を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画審議会に諮った後に報告した調査結果からは、周囲の理解や知識の不足が読み取れ、求められる施策には、相談窓口の設置や職員等への研修が多かった。 令和2年8月に、パートナーシップ制度を実施している7区に対して調査を行い、実施区の状況を報告した。 令和3年4月1日現在、パートナーシップ制度を導入しているのは、全国で103自治体、特別区では8区である。 新たに、令和4年度から、特別区では北区と荒川区がパートナーシップ制度を導入するとの報道があった。東京都も、令和4年秋からの制度開始に向けて、パブリックコメントを実施した。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

審査中の請原・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第53号 性別を問わないDV相談窓口の設置についての陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 性別を問わないDV相談窓口を設置するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月 12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日 令和3年 6月 14日 令和3年10月 5日 令和3年11月 30日 令和4年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 性別を問わない相談窓口については、令和元年度に実施した実態調査や、他自治体の相談窓口の状況を踏まえて、検討していく。 令和元年度の調査では、23区中9区が相談窓口に女性と表記されている。 令和元年度における本区の対応は、「女性のなやみとDVホットライン」として電話相談窓口を設置しており、男性からの相談については東京都の相談窓口を案内していた。 他区の相談件数は、平均して年10件程度である。 相談窓口の予算化に伴い陳情者の意向を確認したところ、陳情の全てが達成されたわけではないので、サービス拡充を含めて議論を深めてほしいとのことから、審査は継続となった。 令和3年7月から、男性DVとLGBT等の電話相談窓口を開設した。</p>	

糾正審査中の請願原稿・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第26号 別居・離婚後の親子交流を促進する運用・法整備を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 児童虐待及び人権侵害を防止するために、実効性のある面会交流が可能となるよう、速やかな運用・法整備を求める意見書を、国の関係機関に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年5月29日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年 6月12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日 令和3年 6月14日 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 令和元年11月に、国において公益社団法人「商事法務研究会」の主催により、民事法の研究者、法律実務家を中心に法務省等も参加し、家族法の在り方に関する研究会が発足された。 国によるG20を含む海外24か国の法制度や、運用状況の基本的調査によると、日本のように離婚後は片方の親だけが親権を持つ「単独親権」は、インドとトルコの2カ国のみとなっている。 令和3年2月には、家族法研究会の報告を受け、法務大臣が、法制審議会に対し、「親が離婚した後の子どもの養育をめぐる課題の解消」に向けて、家族法関連の制度見直しの検討を諮問した。 国の法制審議会で、家族法等の検討が進められている。</p>	

継続審査中の請原題・陳情について（企画総務委員会）

総務部

総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第6号 江東区議会として日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める陳情	1 審査経過 ・令和3年 3月 9日 ・令和3年 6月 14日 ・令和3年 10月 5日 ・令和3年 11月 30日 ・令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 核兵器禁止条約に署名し、批准するよう、国に働きかけてください ・国は平和都市宣言で、核兵器をなくし世界平和の実現のため努力を続けることを明言。 ・令和3年1月に核兵器禁止条約が発効し、世界では核兵器廃絶を推し進める声が広がっている。 ・国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えており、唯一の戦争被爆国である本国政府は核兵器廃絶の先頭に立つ必要がある。	2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ① 政府は現在、本条約に批准する考えはないと表明。しかしながら、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界を実現するため、核保有国と非核保有国との「橋渡し」に努め、核軍縮の進展に向けて貢献していく旨の見解を述べている。 ② 令和4年1月22日に条約が発効して1年が経過。3月にはオーストリア・ウィーンにて第1回の締約国会議が予定されていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和4年半ば頃に延期となっている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月9日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請原頁・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部 情報システム課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第7号 公共施設のWi-Fi環境の整備に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 コロナ禍の活動を援助するためにも、 早急に公共施設のWi-Fi環境の整備 をしてください</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 ・令和3年3月9日 ・令和3年6月14日 ・令和3年10月5日 ・令和3年11月30日 ・令和4年3月9日</p> <p>2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 本区では、区民や外国人観光客などの来訪者への快適なネット環境整備のため、平成28年に策定した江東区公衆無線LAN整備方針に基づき、平成29・30年度に災害時における拠点避難所及び文化・観光施設または区本庁舎、図書館、公園など区内施設等116か所にフリーWi-Fiを計画的に整備した。 (2) 令和3年度には、地域BWAを活用し、文化センター等66施設にモバイルルーターを配備し、施設利用者がインターネットに接続できる環境を整備した。 (3) 今後の公共施設のWi-Fi環境の整備については、区民や来訪者の利便性向上の観点から、個別の施設ごとに必要性を検討の上、対応を図っていく。</p>	

継続審査中の請原題・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第8号 コロナ禍において辺野古米軍新基地建設を中止し、基地建設に使う税金をコロナウイルス対策に使うことを求める意見書の採択を求める陳情	<p>1 審査経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年 3月 9日 ・令和3年 6月 14日 ・令和3年10月 5日 ・令和3年11月 30日 ・令和4年 3月 9日 <p>2 審査概要</p> <p>以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。</p> <p>① 国が埋め立て予定区域にあるサンゴを環境保全のために別の場所へ移植するため、採捕を許可するよう県に行った申請に対して、県が諾否を示さなかったため、農林水産相が許可をするよう県には正の指示をした行為が「国の違法な関与」だとして取り消しを求めた訴訟の判決が令和3年2月に福岡高等裁判所・那覇支部であり、県の請求は棄却。</p> <p>② 工事をめぐり、県が国からサンゴの移植を許可するよう指示されたことは違法だと訴えた裁判で、令和3年7月6日に最高裁判所は県の訴えを退ける判決を言い渡し、県の敗訴が確定。</p> <p>③ 埋立て予定海域で見つかった軟弱地盤対策のために、政府が令和2年4月に申請した設計変更を、地盤調査や環境保全対策が不十分であることを理由に県が不承認とした。</p>	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項を内容とする意見書を、国及び関係機関に提出してください		
・辺野古米軍新基地建設工事を直ちに中止すること		
・基地建設に使っている税金を新型コロナウイルス対策に優先的に使うこと		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月12日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

糸続審査中の請原・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第31号の1 江東区の公共施設の使用料を、値上げを据え置いている現行料金のまま、6区分化を求める陳情	1 審査経過 令和3年 6月14日 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 5 男女共同参画推進センターの使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を3区分から6区分に増やすこと	2 審査概要 本区では、施設での安定的なサービス提供と、受益者負担の公平から、施設使用料等の改定を行ったが、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を勘案し、区独自の施設利用者への支援策として特例的措置を行い、令和4年3月まで改定前の料金に据え置いている。 利用区分については、利用実態や施設管理上の課題を踏まえ、区の他の類似施設に合わせて、会議室等の利用区分を設定している。 改定前の料金に据え置く特例措置を、令和4年9月まで延長する。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年6月1日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

継続審査中の請原題・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第34号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	1 審査経過 ・令和3年10月 5日 ・令和3年11月30日 ・令和4年 3月 9日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ① 工事をめぐり、県が国からサンゴの移植を許可するよう指示されたことは違法だと訴えた裁判で、令和3年7月6日に最高裁判所は県の訴えを退ける判決を言い渡し、県の敗訴が確定。 ② 埋立て予定海域で見つかった軟弱地盤対策のために、政府が令和2年4月に申請した設計変更を、地盤調査や環境保全対策が不十分であることを理由に県が不承認とした。	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項を内容とする意見書を、国に提出してください ・県民投票で示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること ・普天間基地の代替施設が国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行い、国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任を持って行う法整備等の仕組みの中で解決すること ・国民的議論の中で、普天間基地の代替施設が国内に必要という結論になった場合、沖縄以外の全ての自治体をひとしく候補地として、沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう公正かつ民主的な手続きにより決定すること		
3 請願・陳情の受理年月日		

令和3年6月21日

4 請願・陳情者住所氏名



糾正審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3陳情第36号 「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を国及び政府に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年7月20日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 先に提出されている1陳情第24号と一括審査。 夫婦別氏制度については、賛否さまざまな意見があり、国においても引き続き議論する必要があるとしている。</p>	

継続審査中の請原貢・陳情について（企画総務委員会）

総務部人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第37号の1 化学物質過敏症や電磁波過敏症、 および感覚過敏（LED等の強い光 や香料などのにおい、工事や車等の 大きな音）の障害者支援に関する陳 情	1 審査経過 令和3年10月 5日 令和3年11月30日 令和4年 3月 9日 2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 化学物質過敏症などについて、現状においては、人権問題としての調査を行う必要はないと考えている。 (2) 啓発については、化学物質過敏症について特化する形ではなく、これまでどおり人権全般の課題について区民の方々への意識醸成へ向けた活動を推進していく。	○参考 (厚生委員会付託分) (1) 標記障害に対応できる自然環境のよい場所に入所施設を建設し、障害者支援を整備すること (2) 保健所・教育関係機関・医療機関・放課後支援機関などのこどもが過ごす機関、障害者施設、高齢者施設、区役所や図書館等の公共施設にポスターやリーフレットを配布することを前提とした各担当課を含めた調査や勉強会を開くこと (4) 化学物質や電磁波など脳を刺激する強い光や音、においなどによる健康被害に対する予防と使用の禁止など、標記障害がある方の体調への配慮やこどもへの健康被害の予防を含めた注意喚起や啓発を行うこと (5) 標記障害に対応できる医療や療養環境、行政対応や障害への理解を整備すること (6) 標記障害について、区報に掲載し、障害への理解や啓発活動を行うこと (7) 上記趣旨(1)、(2)及び(4)から(6)について、当事者との協議のもとで推進すること
2 請願・陳情の趣旨 化学物質過敏症、電磁波過敏症及 び感覚過敏の障害者支援に関する下 記の事項について、区に働きかけて ください。 (3) 人権推進課において、人権問題と しての調査や啓発活動を当事者との 協議のもとで推進すること		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年7月21日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請原頁・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第40号 特別定額給付金の再度実施について求め る意見書を江東区議会が政府に提出する ことに関する陳情	1 審査経過 ・令和3年10月 5日 ・令和3年11月 30 日 ・令和4年 3月 9日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ① 令和2年度に実施した全国民一律に現金給付を実施する旨の通知等は 発出されていない。 ② 国の令和3年度補正予算において18歳以下のこどもがいる世帯や、 住民税非課税世帯等への現金給付の内容が盛り込まれた。	
2 請願・陳情の趣旨 令和3年度に特別定額給付金事業を再実施 することを求める意見書を政府に提出してく ださい。 ・総務省の発表によると、令和2年度の特別定 額給付金は消費が3割で、ほかは貯蓄に回さ れたとされている。 ・国税庁の調査によると、給与所得者約5,000 万人の給料は過去10年間一定水準にとどま っている。 ・再支給する特別定額給付金は1人30万円と し、国民に行き渡らせることが大切。		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年8月11日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原題・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部企画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 4 陳情第1号 行政評価（事務事業評価）は、最終評価結果や区民アンケートの公募期間を定めると共に、行政評価の年間スケジュールを事前にTwitterで告知して頂くことにより行政の透明性向上と住民参加を促すことを求める陳情	1 審査経過 令和4年3月9日 2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 本区では最終評価結果である長期計画の展開、区民アンケートの実施についてはホームページと区報で公表している。また、行政評価の年間スケジュールはホームページにて公表している。 (2) ツイッターには掲載しておらず、今後わかりやすい周知方法について検討していく。	
2 請願・陳情の趣旨 行政評価（事務事業評価）に係る下記の記載事項について区に働きかけてください。 (1) 最終評価結果の公表時期と区民アンケートの公募の期間を定める。 (2) 上記告知にTwitterを活用する。		
3 請願・陳情の受理年月日 令和4年1月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 		